

議案第34号

湯梨浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第 21 条 略	第 21 条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 67.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 72.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
4～6 略	4～6 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(令和 4 年 6 月期における期末手当の額の調整)
- 令和 4 年 6 月期における期末手当の額は、改正後の規定により算定される額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月期に支給した額に、同月 1 日における職員の区分に応じて定める割合（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。

- 3 前項における調整割合は、再任用職員以外の職員は 127.5 分の 15 とし、再任用職員は 72.5 分の 10 とする。
- 4 第 2 項で規定する控除した額が、基準額を超える場合、期末手当は支給しない。
- 5 第 2 項から前項までの規定は、令和 4 年 6 月に湯梨浜町職員の給与に関する条例に基づく期末手当を支給される者であって、令和 3 年 12 月に期末手当を支給された者に適用する。